

神戸女子短期大学同窓会会則

- 第1条 本会は神戸女子短期大学同窓会「かなめ会」と称する。
- 第2条 本会の本部は行吉学園教育センター内に置く。
- 第3条 本会は母校の発展振興と会員相互の修養親睦を図ることを目的にする。
- 第4条 本会は前項の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1 母校の後援に関する事項。
 - 2 会員の研鑽修養に関する事項。
 - 3 会員相互の親睦及び連絡に関する事項。
 - 4 会員名簿、機関誌の発行に関する事項。
 - 5 その他必要な事項。
- 第5条 本会は次の会員をもって組織する。
正会員 神戸女子短期大学を卒業した者。
準会員 同別科を卒業した者。
- 第6条 本会会員は総会で決定する会費を納入しなければならない。会費の納入時期、方法等は別途定める。
- 第7条 本会には客員を置くことがある。
- 第8条 本会には次の役員を置き、その選出方法は次のとおりとする。
- | | | |
|-----|-----|---|
| 会長 | 1名 | 役員会で選出し総会で決定する。 |
| 副会長 | 5名 | 会員中から総会で選出する。 |
| 理事 | 若干名 | 会員中から総会で選出する。
理事中から常任理事及び会計理事若干名を互選する。 |
| 評議員 | 若干名 | 総会で選出する。 |
| 監事 | 若干名 | 総会で選出する。 |
- 第9条 役員の仕事は次のとおりとする。
- | | |
|-----|--------------------|
| 会長 | 会務を総理し本会を代表する。 |
| 副会長 | 会長を助け会長事故ある時は代理する。 |
| 理事 | 会務の執行に当たる。 |
| 評議員 | 重要事項の審議に当たる。 |
| 監事 | 会務の監査に当たる。 |
- 第10条 役員の仕事は1カ年とし再任を妨げない。
欠員が生じた場合は早期に選出補充を行い、その任期は前任者の任期期間とする。
- 第11条 本会に顧問、相談役、及び参与を置くことができる。
- 1 顧問には、学校法人行吉学園理事長を推戴する。
 - 2 相談役は、本会の役員として長年功労のあった者から、役員会の議を経て会長が委嘱する。なお、相談役は会長の求めに応じ、役員会に出席し、意見を述べるができる。
 - 3 参与は、客員中から若干名を推挙する。
 - 4 顧問、相談役及び客員の任期は1カ年とし再任を妨げない。
- 第12条 本会の会議は、総会年1回、理事会年4回、評議委員会年2回以上とし、会長がそれぞれ召集する。ただし、上記のほか必要がある場合は臨時に役員会を開くことができる。

- 第13条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。
- 第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第15条 本会の事業遂行上必要な細則は、評議員会の議を経て理事会において定める。
- 第16条 本会会則の変更は、総会の決議によらなければならない。但し、緊急を要する場合は役員会に諮り決定の上、次の総会に報告しなければならない。
- 第17条 本会会則は昭和27年4月1日から実施する。

附 則

- | | |
|-------|------|
| 平成6年 | 一部変更 |
| 平成17年 | 一部変更 |

申 合 事 項

本会会則第6条の会費は終身会費として在学中に納入するものとする。
(会費額の変更の事情が生じたときは役員会に諮り総会において決定する。)